



平成25年6月27日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6334 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

内部統制報告書の評価結果不表明及び内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、内部統制報告書を提出いたしました。本報告書において平成25年3月期の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社が財務報告に係る内部統制についての最終的な評価結果を表明していないことを受け、当社の会計監査人である監査法人元和から平成25年6月27日付で、当社の平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったとして、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領しておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 内部統制報告書の内容

平成25年3月に実施した過年度決算訂正に関して、平成24年11月から平成25年2月にかけて行われた第三者調査委員会による調査および平成25年2月から平成25年3月にかけて行われた社内調査委員会による調査の結果、取締役会および監査役会の監督機能の不足や内部監査機能の不足など当社グループの全社的な内部統制の有効性に疑義があることを示唆する指摘がなされました。

当社は、当該指摘を受けて、当初の計画段階においては評価範囲として選定していなかった事業拠点や業務プロセスも含めた評価範囲の見直しが必要と判断しましたが、関連する第三者調査委員会および社内調査委員会による調査報告書の公表が基準日である期末日直前であったことや、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出その他社内調査等に優先的に注力せざるを得なかった等の理由により、評価範囲の見直し作業を実施することができませんでした。

したがって、当社は、財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続が実施できなかったため、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

2. 監査を実施した公認会計士等の名称

監査法人元和

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成25年6月27日

4. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明治機械株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

内部統制報告書に記載のとおり、平成25年3月に実施した過年度決算訂正に関して、平成24年11月から平成25年2月にかけて行われた第三者調査委員会による調査および平成25年2月から平成25年3月にかけて行われた社内調査委員会による調査の結果、取締役会および監査役会の監督機能の不足や内部監査機能の不足など全社的な内部統制の有効性に疑義があることを示唆する指摘がなされた。

会社は、当該指摘を受けて、当初の計画段階においては評価範囲として選定していなかった事業拠点や業務プロセスも含めた評価範囲の見直しが必要と判断しているが、関連する第三者調査委員会および社内調査委員会による調査報告書の公表が基準日である期末日直前であったことや、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出その他社内調査等に優先的に注力せざるを得なかった等の理由により、評価範囲の見直し作業を実施することができなかった。そのため、当監査法人は明治機械株式会社の平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、明治機械株式会社の平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

6. 会社の今後の対応

平成25年3月に実施した過年度決算訂正に関して、平成24年11月から平成25年2月にかけて行われた第三者調査委員会による調査および平成25年2月から平成25年3月にかけて行われた社内調査委員会による調査の結果、取締役会および監査役会の監督機能の不足や内部監査機能の不足など当社グループの全社的な内部統制の有効性に疑義があることを示唆する指摘がなされました。当社は、グループ経営管理体制の機能向上並びに人的リソース拡充の一層の強化を図り、翌事業年度においては、内部統制の改善・強化に一層傾注して取り組む方針であります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は十分に認識しており、人員の制約等はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針です。

以 上